仕様書No. 5

仕様書最終確認印
今

除雪トラック（７ｔ級、４×４）仕様書
（西北、上北）

平成２３年度

青森県

除雪トラック（７ｔ級、４×４）仕様書

概　要

この仕様書は、除雪トラック（７ｔ級、４×４）に適用するもので、納入機は下記に定める性能、諸元、各部構造その他を満足するほか、道路除雪作業の使用に耐え得る十分な耐久性、信頼性と、良好な操縦性能を有するものとする。

納入機は運輸省令昭和２６年第６７号（以降の改正分を含む）「道路運送車両の保安基準」に適合するものでなければならない。

ここに明記されていない箇所については青森県（以下「発注者」という）と物品供給人（以下「受注者」という）が協議のうえ決定するものとする。

下線部仕様は付加仕様であり、入札後に価格内訳書を提出することとする。

１．性　　能（JCMAS T006 性能試験）

（１）除雪幅・フロントプラウ　　2.8 m　以上

（２）プラウ除雪作業速度

（新雪 ρ=0.08t/m3、除雪高35cmにおいて）　　30 km/h　以上

（３）騒音レベル　　85 db(A)　以下

（ｵﾍﾟﾚｰﾀ耳元、無負荷、車両停止、機関最高回転速度、運転室扉窓密閉にて）

２．主要諸元

（１）全　　長（最大アングリング時）　　11,500 mm 以下

（２）全　　幅（直角時）　　3,400 mm 以下

（最大アングリング時）　　3,150 mm 以下

（３）全　　高（黄色灯火上端まで）　　3,800 mm 以下

（４）最低地上高　　240 mm 以上

（５）車両総質量　　13,000 kg 以上　15,000 kg 以下

なお、「７．付属装置及び付属品　７－２車両総質量に含まないもの」以外は、本車両総質量に含むものとする。

（６）最小回転半径（最外側車輪中心）　　10 m 以下

（７）乗車定員　　2 人 以上

３．車　　体

（１）機　　関

形　　式　　水冷、ディーゼル機関

最高出力　　230 kW 以上

（２）駆動方式

形　　式　　総輪駆動方式

（3）タ イ ヤ

形　　式	スノータイヤ（スタッドレスタイヤ）

（4）運 転 室

構　　造	全鋼製密閉形
ハンドル位置	右ハンドル
窓	冬用ワイパーブレード付

4．除雪装置（プラウ）

（1）形　　式	油圧式アングリングプラウ形（ゴム製デフレクタ・反転エッジ付）
（2）構　　造	ストレート形平形刃先、鋼板円筒曲面構造
（3）能　　力	
切刃昇降範囲	地下30㎜～地上450㎜ 以上
そり	除雪装置の接地状態を調整できるそりを有すること

5．計器類

（1）運行記録計（120km/h、機関回転数記録、７日計）	1式
（2）機関回転計（運行記録計組込型も可）	1式
（3）燃料計	1式
（4）水温計	1式
（5）充電警告灯	1式
（6）機関油圧計又は機関油圧警告灯	1式
（7）空気圧計又は警告灯	1式

6．照明装置類

（1）前部霧灯		2灯
（2）黄色灯火（散光式）	全幅 1,100㎜以上	1式

7．付属装置及び付属品

7－1　車両総質量に含むもの

（1）バックブザー（後方１ｍにおいて、音圧 80dB（A）以上）	1式
（2）カーヒータ	1式
（3）標識板（「青森県除雪車」300×570㎜以上、車体後部取付）	1式
（4）注意表示板（「除雪作業中接近注意」、車両後部取付）	1式
（5）スペアタイヤ	1式
（6）スペアタイヤ取付台	1式
（7）床マット	1式

7－2　車両総質量に含まないもの

（1）標準付属工具	1式
（2）取扱説明書	1部
（3）部品表	1部
（4）履歴簿	1部
（5）タイヤチェーン	1式

8．塗　　装

国土交通省建設機械塗装基準による。

9．検　　査

完成検査は、寸法、外観、溶接、その他組立状況を検査し、さらに車両や作業装置類の動作等の確認を行い全般的な機能を検査する。

ただし、車両総質量については、本仕様書で定めたとおりであるかを、その内訳が判る資料により検査する。

検査に要する器具、人員等は受注者において準備するものとする。

10．保　　証

納入後１箇年以内に設計製作上の欠陥によるものとみなされる故障が発生した場合には、受注者は無償修理を行わなければならない。ただし、製作会社等が別に定める保証期間が１箇年以上にわたる場合はそれを適用する。

特に重大な故障が発生したときは、上記期間経過後であっても、発注者と受注者が協議のうえ、受注者に無償修理を行わせることがある。

11．その他の事項

11-1 製造期日等の指定

納入機は新品でなければならない。

11-2 灯火の取付方法の指定

黄色灯火の取付方法は、次のとおりとする。

イ）黄色灯火の規格、取付位置については、「道路維持作業用自動車及び道路管理用緊急自動車の取扱について（昭和55年6月5日付け、建設省機発第473号（以降の改正分を含む））」に準じるものとする。

ロ）黄色灯火は、運転室又は作業装置上部に堅固に取付け、黄色灯火の重量、振動に耐えるよう取付部分に必要な補強を行うものとする。

11-3 提出図書の言語の指定

取扱説明書など提出を義務づけられた図書に使用する言語は、日本語とする。

11-4 緩和申請等について

本履行にあたり、車両登録、基準緩和の申請及び道路維持作業車の申請・届出については受注者が行うものとする。また、これらにかかる費用は受注者の負担とする。

ただし、これにより難い場合は発注者の指示を受けるものとする。

11-5 下取り車両の取扱い

下取り車両の「建設機械番号」「建設省補助除雪機械」又は「国土交通省補助除雪機械」「青森県」の表示は消去するものとする。

なお廃棄処分する場合はこの限りでない。

仕様書No. 6

仕様書最終確認印
今

除雪トラック（７ｔ級、４×４）仕様書
（鰺ヶ沢）

平成２３年度

青森県

除雪トラック（７ｔ級、４×４）仕様書

概　要

この仕様書は、除雪トラック（７ｔ級、４×４）に適用するもので、納入機は下記に定める性能、諸元、各部構造その他を満足するほか、道路除雪作業の使用に耐え得る十分な耐久性、信頼性と、良好な操縦性能を有するものとする。

納入機は運輸省令昭和２６年第６７号（以降の改正分を含む）「道路運送車両の保安基準」に適合するものでなければならない。

ここに明記されていない箇所については青森県（以下「発注者」という）と物品供給人（以下「受注者」という）が協議のうえ決定するものとする。

下線部仕様は付加仕様であり、入札後に価格内訳書を提出することとする。

１．性　　能（JCMAS T006 性能試験）

（１）除雪幅・フロントプラウ	2.8 m	以上
（２）プラウ除雪作業速度		
（新雪ρ=0.08t/m3、除雪高35cmにおいて）	30 km/h	以上
（３）騒音レベル	85 db(A)	以下
（ｵﾍﾟﾚｰﾀ耳元、無負荷、車両停止、機関最高回転速度、運転室扉窓密閉にて）		

２．主要諸元

（１）全　　長（最大アングリング時）	11,500 mm	以下
（２）全　　幅（直角時）	3,400 mm	以下
（最大アングリング時）	3,150 mm	以下
（３）全　　高（黄色灯火上端まで）	3,800 mm	以下
（４）最低地上高	240 mm	以上
（５）車両総質量	19,000 kg	以下

なお、「７．付属装置及び付属品　７－２車両総質量に含まないもの」以外は、本車両総質量に含むものとする。

（６）最小回転半径（最外側車輪中心）	10 m	以下
（７）乗車定員	2 人	以上

３．車　　体

（１）機　　関

形　　式	水冷、ディーゼル機関	
最高出力	230 kW	以上

（２）駆動方式

形　　式	総輪駆動方式	

（3）タ イ ヤ

形　　式	スノータイヤ（スタッドレスタイヤ）

（4）運 転 室

構　　造	全鋼製密閉形
ハンドル位置	右ハンドル
窓	冬用ワイパーブレード付

4．除雪装置（プラウ）

（1）形　　式	油圧式アングリングプラウ形（ゴム製デフレクタ・反転エッジ付）
（2）構　　造	ストレート形平形刃先、鋼板円筒曲面構造
（3）能　　力	
切刃昇降範囲	地下30mm～地上450mm 以上
そり	除雪装置の接地状態を調整できるそりを有すること

5．除雪装置（トラックグレーダ）

（1）形　　式	トラックグレーダワンウェイ形油圧式
（2）構　　造	ストレート形湾曲刃先、鋼板円筒曲面構造（反転式）
（3）能　　力	
切刃昇降範囲	地下150mm～地上250mm 以上
安全装置	シャーピンレス反転式
ブレード自動化装置	ブレード押付力一定制御式（セミオート）

6．計器類

（1）運行記録計（120km/h、機関回転数記録、７日計）	1式
（2）機関回転計（運行記録計組込型も可）	1式
（3）燃料計	1式
（4）水温計	1式
（5）充電警告灯	1式
（6）機関油圧計又は機関油圧警告灯	1式
（7）空気圧計又は警告灯	1式

7．照明装置類

（1）前部霧灯		2灯
（2）黄色灯火（散光式）	全幅 1,100mm以上	1式

8．付属装置及び付属品

8－1　車両総質量に含むもの

（1）バックブザー（後方1mにおいて、音圧 80dB（A）以上）　1式
（2）カーヒータ　1式
（3）標識板（「青森県除雪車」300×570㎜以上、車体後部取付）　1式
（4）注意表示板（「除雪作業中接近注意」、車両後部取付）　1式
（5）スペアタイヤ　1式
（6）スペアタイヤ取付台　1式
（7）床マット　1式

8－2　車両総質量に含まないもの
（1）標準付属工具　1式
（2）取扱説明書　1部
（3）部品表　1部
（4）履歴簿　1部
（5）タイヤチェーン　1式

9．塗　　装
国土交通省建設機械塗装基準による。

10．検　　査
完成検査は、寸法、外観、溶接、その他組立状況を検査し、さらに車両や作業装置類の動作等の確認を行い全般的な機能を検査する。
ただし、車両総質量については、本仕様書で定めたとおりであるかを、その内訳が判る資料により検査する。
検査に要する器具、人員等は受注者において準備するものとする。

11．保　　証
納入後1箇年以内に設計製作上の欠陥によるものとみなされる故障が発生した場合には、受注者は無償修理を行わなければならない。ただし、製作会社等が別に定める保証期間が1箇年以上にわたる場合はそれを適用する。
特に重大な故障が発生したときは、上記期間経過後であっても、発注者と受注者が協議のうえ、受注者に無償修理を行わせることがある。

12．その他の事項
12-1 製造期日等の指定
納入機は新品でなければならない。
12-2 灯火の取付方法の指定
黄色灯火の取付方法は、次のとおりとする。
イ）黄色灯火の規格、取付位置については、「道路維持作業用自動車及び道路管理

用緊急自動車の取扱について（昭和55年6月5日付け、建設省機発第473号(以降の改正分を含む)）」に準じるものとする。

ロ）黄色灯火は、運転室又は作業装置上部に堅固に取付け、黄色灯火の重量、振動に耐えるよう取付部分に必要な補強を行うものとする。

12-3 提出図書の言語の指定

取扱説明書など提出を義務づけられた図書に使用する言語は、日本語とする。

12-4 緩和申請等について

本履行にあたり、車両登録、基準緩和の申請及び道路維持作業車の申請・届出については受注者が行うものとする。また、これらにかかる費用は受注者の負担とする。

ただし、これにより難い場合は発注者の指示を受けるものとする。

12-5 下取り車両の取扱い

下取り車両の「建設機械番号」「建設省補助除雪機械」又は「国土交通省補助除雪機械」「青森県」の表示は消去するものとする。

なお廃棄処分する場合はこの限りでない。